年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

島根国民年金 事案 390

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年1月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年1月まで

昭和 52 年8月に国民年金の加入手続を行い、平成4年8月まで継続して国民年金に加入し、保険料を納付していた。申立期間が未加入期間と記録されていることに納得できないので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金 加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「昭和52年8月に国民年金の加入手続を行い、第三号被保険者となる61年11月までの保険料を納付した。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は52年9月ごろに払い出されていることが確認できる上、A市区町村(現在は、B市区町村)が保管する国民年金被保険者名簿に、申立人は、52年3月3日に国民年金被保険者資格を取得し、申立期間後の61年11月10日に第三号被保険者資格を取得するまで、継続して国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、上述の国民年金被保険者名簿の昭和 60 年度徴収済記録欄には、 当該年度の国民年金保険料を納付したことを示す「今年度完納」の印が押さ れていることが確認できる上、61年1月の国民年金保険料を62年2月27日 に納付した旨の記載も確認できるところ、これらの国民年金保険料を申立人 に還付した事跡は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案 391

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年9月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 昭和61年9月

昭和61年10月ごろ、申立期間が年金の未加入期間であることに気づき、 その後、A市区町村役場で、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付を 行った。納付額は7,000円程度であったと思う。しかし、申立期間が国 民年金の未納期間と記録されているので、保険料納付済期間と認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年 10 月ごろ、申立期間が年金の未加入期間であることに気づき、その後、A市区町村役場で、申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 2 月ごろに払出されていることが確認でき、当該払出時点では、A市区町村役場窓口において申立期間の国民年金保険料の現年度納付が可能であり、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人は、納付した国民年金保険料額について、「7,000 円程度であった。」と供述しており、当時の国民年金保険料の月額(7,100 円)とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和20年8月11日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人に係るA社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、120 円とすることが必要である。

また、申立期間②及び③について、事業主は、申立人が昭和 22 年6月4日に船員保険被保険者の資格を取得し、30 年1月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係るB社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を 22 年6月4日に訂正し、申立期間③に係る資格喪失日(昭和23年2月22日)及び資格取得日(昭和23年3月16日)に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については330円、申立期間③の標準報酬月額については1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年8月11日まで

② 昭和22年6月4日から同年8月1日まで

③ 昭和23年2月22日から同年3月16日まで

申立期間①については、昭和20年4月1日から同年4月24日までの期間はA社の「C船舶」に乗船しており、同年4月25日から同年6月24日までの期間は病気療養中で船舶に乗り組んでいなかったが、同社に在籍していた。同年6月25日から同年8月10日までの期間は、私が所持する船員手帳に記載されているとおり、同社の「D船舶」に乗船していた。

申立期間②については、当時、E地区に所在したF社で建造中であったB社(現在は、G社)の「H船舶」の艤装員として勤務していた。私が所持する船員手帳には、昭和22年6月15日から23年2月25日までの期間雇入れされていたことが記載されている。

申立期間③については、B社において、同社のI形式船舶に乗り組んでおり、昭和30年1月末に退職するまでの間継続して雇用されていた。

しかし、すべての申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いので、すべての申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する申立人の人事記録、申立人が所持する船員手帳の記録及びA社の回答から、申立人は、昭和19年3月16日から20年8月10日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録に、申立人のA社に係る船員保険被保険者資格の喪失日が昭和20年4月1日と記録されているが、一方、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、19年3月16日に船員保険被保険者の資格を取得した後、同資格喪失日に係る記載が無いことが確認できるとともに、20年4月1日付けで、標準報酬月額の変更がなされたと記録されており、双方の記録が一致していないことが認められるところ、前述の人事記録に記載された申立期間①当時の申立人の給与額と船員保険被保険者台帳に記載された申立期間①当時の申立人の給与額が一致していることなどから、同日は、申立人に係る標準報酬月額の変更がなされた日であると考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年4月1日 に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を行っておらず、雇止め日の翌日である同年8月 11 日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係る昭和 20 年4月の船 員保険被保険者台帳の記録から、120 円とすることが妥当である。

2 申立期間②及び申立期間③については、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立期間②のうち、昭和22年6月15日から同年8月1日までの期間において、申立人はB社に雇入れされていたことが確認できる。

また、昭和22年8月から23年3月までの期間において編成されたと推認されるB社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、申立人の被保険者記録は、当初、22年8月1日に資格取得、23年2月22日に資格喪失、同年3月16日に再度資格取得した旨記録されていることが確認できる一方、27年3月以降に編成されたと推認される前述とは別のB社に係る船員保険被保険者名簿には、22年6月4日に資格取得した後、30年1月31日に被保険者資格を喪失するまでの期間、継続して船員保険の被保険者である旨が記録されていることなどから、申立人に係る船員保険の被保険者記録が訂正されたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年6月4日に 船員保険の被保険者資格を取得し、30年1月31日に同資格を喪失した旨 を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、両申立期間の標準報酬月額は、申立期間②については、申立人の B社に係る昭和22年6月の船員保険被保険者名簿の記録から330円、申立 期間③については、これを確認できる資料が無いことから、昭和44年改正 法附則第18条に基づき、1万2,000円とすることが妥当である。

島根厚生年金 事案 461

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を 喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められること から、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正 することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

A社及び同社のグループ会社に勤務した期間のうち、昭和50年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険に未加入と記録されているが、同年1月31日までの期間においてA社に在籍し、同年2月1日付けでB社(昭和51年2月16日にC社に名称を変更し、現在は、D社)に転籍したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する人事異動記録、E企業年金基金が保管するB社の人事記録及びE厚生年金基金加入員台帳から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、E厚生年金基金加入員台帳に、申立人のA社における厚生年金基金加入員資格の喪失日が昭和50年2月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、E企業年金基金及びF健康保険組合は、「申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への届出書は、複写式の様式により、同一内容の書類を社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主は社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 50 年 1 月 の E 厚生年金基金加入員台帳及び、申立人の A 社に係る 49 年 12 月の健康保 険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

島根厚生年金 事案 462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格取得日に係る記録を昭和 40 年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から同年5月1日まで

② 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

昭和 35 年 3 月に大学を卒業後、同年 4 月 1 日に A 事業所 C 出張所に赴任した。また、40 年 6 月 1 日に A 事業所 D 出張所に転任したが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき る同僚の供述並びに、A事業所の回答から、申立人が申立期間①において A事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る 昭和 35 年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万 2,000円とすることが妥当である。 なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、A事業所B出張所の回答から、申立人が申立期間②においてA事業所B出張所に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所B出張所に係る昭和40年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。